

文化財関係対象物防火指導要綱

(全部改正 令和5年3月31日発消予第135号)

(目的)

第1条 この要綱は、京都市火災予防規程（以下「予防規程」という。）第45条の規定に基づき、文化財関係対象物に対する火災予防上必要な事項を定め、文化財の火災予防の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の例は、予防規程において使用する用語の例のほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 保存地区 文化財保護法（以下「保護法」という。）に規定する伝統的建造物群保存地区に指定された地区をいう。
- (2) 防災施設 火災等による被害の軽減を図るため特定文化財対象物及び保存地区対象物に設置する消防用設備等及び施設をいう。

(特定文化財対象物の区分)

第3条 特定文化財対象物の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1号対象物
- (2) 2号対象物
- (3) 3号対象物
- (4) 4号対象物
- (5) 5号対象物

2 前項に規定する1号対象物から5号対象物までの範囲は、別表第1のとおりとする。

(特定文化財対象物の台帳管理)

第4条 消防署長（以下「署長」という。）は、予防規程第46条の規定により特定文化財対象物ごとに特定文化財対象物台帳（第1号様式）を作成するものとする。

2 署長は、予防規程第47条第2項の規定により指定区域（京都市火災予防条例（以下「条例」という。）第54条の4第1項に規定する指定区域をいう。）が存する特定文化財対象物ごとに指定区域台帳（第2号様式）を作成するものとする。

3 署長は、前2項に規定する台帳の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正して実態に即するよう管理するものとする。

(防火管理)

第5条 署長は、特定文化財対象物において、予防規程第2条第5号に規定する法8条適用対象物以外のもののうち、管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対し、予防規程第28条に規定する防火管理担当者に、次に掲げる事項を行わせるよう指導するものとする。

- (1) 消防法施行令（以下「令」という。）第3条第1項第1号イ又は第2号イに規定する防火管理者の資格の取得
- (2) 消防計画の作成並びに当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等の

防火管理上必要な業務
(地震その他の災害発生時の措置)

第6条 署長は、特定文化財対象物の管理権原者に対し、地震その他の災害に伴い発生した火災による文化財の被害の防止及び軽減を図るため、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 自衛消防隊員の招集に関すること。
- (2) 災害発生直後における敷地内の巡回点検に関すること。
- (3) 火を使用する設備・器具、電気設備、危険物施設等の点検及び使用の制限に関すること。
- (4) 防災施設の機能点検及び応急措置に関すること。
- (5) 指定美術工芸品等（条例第54条の4第1項第2号に規定する指定美術工芸品等という。以下同じ。）の搬出及び搬出後の管理に関すること。
- (6) 飛び火の警戒及び延焼防止に関すること。

2 署長は、特定文化財対象物の管理権原者に対し、当該特定文化財対象物の防火管理者又は前条に規定する防火管理担当者が行う消防計画の作成について、消防法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項から第3項まで並びに第6項第2号及び第3号に規定するもののほか、前項各号に掲げる事項について作成するよう指導するものとする。
(敷地内における集会所等)

第7条 署長は、特定文化財対象物が所在する敷地内において、その土地又は建築物が昭和48年12月27日付け京都市消防局告示第5号に定める用途（以下「告示用途」という。）に使用されている場合にあっては、その実態の把握に努めるとともに、当該用途に応じた火災予防上必要な指導を行うものとする。

2 署長は、特定文化財対象物が所在する敷地内において、その土地又は建築物が当該特定文化財対象物の関係者（消防法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する関係者をいう。以下同じ。）以外の者により告示用途に使用されている場合にあっては、当該特定文化財対象物及び当該告示用途の管理権原者双方に対し、相互に防火管理及び自衛消防活動の連携を図るよう指導するものとする。

(伝統行事等)

第8条 署長は、特定文化財対象物において、次に掲げる行為が行われるときは、当該行為の実態の把握に努めるものとする。

- (1) 祭礼、法会等の宗教行事及び伝統行事の実施
- (2) 防災施設の設置、変更、廃止又は一時的な使用の中止

2 署長は、前項に掲げる行為が行われるときは、当該行為が行われる特定文化財対象物の管理権原者に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 自衛消防の組織に関すること。
- (2) 消火、通報、避難及び文化財搬出の訓練の実施に関すること。
- (3) 消火器その他の必要な防災施設の配置及び増設に関すること。

- (4) 火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
- (5) 敷地内に出入りする者の監視に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な事項に関すること。

(工事中の防火管理)

第9条 署長は、特定文化財対象物において、文化財建造物、美術工芸品等の修理、建築物又は工作物に係る新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え等に伴う工事が行われるときは、特定文化財対象物の管理権原者及び工事施行の責任者に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 工事現場、作業場等での火気管理の徹底
- (2) 工事現場、作業場等への消火器の設置
- (3) 素屋根への感知器、連結送水管等の設置
- (4) 特定文化財対象物の関係者及び工事関係者相互での防火管理、自衛消防活動等の連携

(防災施設の設置指導)

第10条 防災施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火器
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) スプリンクラー設備
- (4) 水噴霧消火設備
- (5) 不活性ガス消火設備
- (6) ハロゲン化物消火設備
- (7) 粉末消火設備
- (8) 屋外消火栓設備
- (9) 動力消防ポンプ設備
- (10) 自動火災報知設備
- (11) 漏電火災警報器
- (12) 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置に限る。）
- (13) 非常警報設備
- (14) 避難器具
- (15) 誘導灯及び誘導標識
- (16) 消防用水
- (17) 連結散水設備
- (18) 連結送水管
- (19) 放水銃設備
- (20) ドレンチャー設備
- (21) 消防道路
- (22) 避雷設備

(防災施設の設置指導)

第11条 署長は、特定文化財対象物の火災危険、自衛消防体制及び公設消防隊の活動を考慮し、管理権原者に対し、防災施設の設置について指導するものとする。

2 署長は、次に掲げる特定文化財対象物の関係者に対し、法第17条各項の規定により、設置し、及び維持しなければならない消防用設備等のほか、別表第2の左欄に掲げる防災施設の種類に応じ、同表右欄に掲げる設置指導基準に基づき設置し、及び維持するよう指導するものとする。

(1) 条例第54条の4第1項第1号に定める指定建造物

(2) 指定美術工芸品等が所在する建造物（寄託により美術工芸品が所在しない建造物を除く。）

(3) 保護法、京都府文化財保護条例又は京都市文化財保護条例に定める登録文化財が所在する建造物

(4) 前各号に掲げるもののほか、署長が必要と認める建造物

3 署長は、前項各号に掲げる建造物に延焼のおそれのある周囲の建物の関係者に対し、防災施設の設置及び維持管理について指導するものとする。

4 署長は、特定文化財対象物の関係者に対し、防災施設を設置するときは、法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項に基づく条例で定める技術上の基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画（以下「設備等技術基準等」という。）という。）の例によるほか、文化庁が定める重要文化財(建造物)等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和3年12月8日付け3文資活第61号「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針の策定について（通知）」）（以下「防災施設整備指針」という。）に掲げる設置指針及び設計指針に基づき防災施設を設置するよう指導する。

5 署長は、前各項の規定により指導する際、必要と認めるときは、事前に消防局長（以下「局長」という。）と協議のうえ、当該特定文化財対象物の管理権原者に対し、要望書等を発行するものとする。

6 署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、防災施設の設置指導を実施しないことができるものとする。この場合にあっては、事前に局長と協議するものとする。

(1) 文化財等の形態及び構造、立地条件等の特殊性により、防災施設の設置によっても、当該文化財等の防火の目的を十分に達し難いと認めるとき。

(2) 防災施設と同等以上の効力があると認める特殊な施設又は設備を設置するとき。

7 署長は、第4項及び第5項の規定による指導又は協議を行ったときは、その結果を記録し、保存するものとする。

(他機関等との連携)

第12条 署長は、前条の規定による指導に際しては、文化財の保護に関する補助金制度及び融資制度の活用について配慮するとともに、当該補助金制度及び融資制度を所管す

る行政機関等と相互に連携するものとする。

(防災施設の工事又は整備)

第13条 局長は、特定文化財対象物の関係者に対し、第11条の規定に基づき、第10条第1号から第8号まで、第10号から第15号まで、第17号及び第18号に掲げる防災施設の設置に係る工事又は整備を行うときは、法第17条の6第2項に規定する工事又は整備の種類に応じた消防設備士免状の交付を受けている者が工事又は整備を行うよう指導するものとする。

2 局長は、特定文化財対象物の関係者に対し、第11条の規定に基づき、第10条第14号及び第15号に掲げる防災施設について、設置に係る工事を行うときは、甲種第1類消防設備士免状の交付を受けている者に、整備を行うときは、甲種第1類消防設備士免状又は乙種第1類消防設備士免状の交付を受けている者にそれぞれ行わせるよう指導するものとする。

(防災施設の着工届出等)

第14条 局長は、第11条の規定に基づき、第10条第2号から第20号までに掲げる防災施設の設置に係る工事を行うものに対し、法第17条の14の規定の例により、規則第33条の18に規定する消防用設備等着工届出書（以下「着工届出書」という。）を提出するよう指導するものとする。この場合において、放水銃設備及びドレンチャー設備の設置に係る工事の届出にあつては、それぞれ屋外消火栓設備及びスプリンクラー設備の届出に準じるものとする。

2 署長は、特定文化財対象物の関係者に対し、第11条の規定に基づき、第10条第21号又は第22号に掲げる防災施設を設置しようとするときは、工事に着手する前に当該工事に関する必要な資料（工事の概要書、防災施設の設計書、配置図、平面図等をいう。以下同じ。）を提出するよう指導するものとする。

(防災施設の設置届出書)

第15条 局長は、特定文化財対象物の関係者に対し、第11条の規定に基づく第10条第1号から第20号までに掲げる防災施設の設置に係る工事が完了したときは、規則第31条の3第1項に規定する消防用設備等設置届出書（以下「設置届出書」という。）を提出するよう指導するものとする。この場合において、放水銃設備及びドレンチャー設備に係る設置届出書にあつては、それぞれ屋外消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置届出書に準じるものとする。

(防災施設の検査)

第16条 局長は、前条に規定する設置届出書を受理したときは、当該防災施設が設備等技術基準等及び防災施設整備指針に適合しているかどうかを検査するものとする。

2 局長は、前項の規定により検査を行ったときは、その結果を記録し、保存するものとする。

(防災施設の検査結果書)

第17条 局長は、前条第1項の規定による検査結果を、防災施設検査結果書（第3号様

式)により、当該特定文化財対象物の関係者に対し、通知するものとする。

- 2 局長は、前項に規定する防災施設検査結果書を交付したときは、防災施設検査結果書交付整理簿(第4号様式)に記録し、保存するものとする。

(防災施設の点検及び維持)

第18条 署長は、特定文化財対象物の関係者に対し、第11条の規定に基づき設置した防災施設について、第10条第1号から第15号までに掲げるものにあつては法第17条の3の3の規定の例により、同条第16号から第21号までに掲げるものにあつては当該関係者により、同条第22号に掲げるものにあつては、条例第17条第2項に基づき、それぞれ点検し、その結果を記録して保存するよう指導するものとする。この場合において、放水銃設備及びドレンチャー設備に係る点検にあつては、それぞれ屋外消火栓設備及びスプリンクラー設備の点検に準じるものとする。

(自衛消防体制)

第19条 署長は、1号対象物の関係者に対し、当該1号対象物の自衛消防組織を昼間及び夜間の別に編成するとともに、その内容を消防計画に明記するよう指導するものとする。

- 2 署長は、1号対象物の関係者に対し、前項の規定により編成した組織ごとに自衛消防訓練を年1回以上実施するよう指導するものとする。

(防火指導強化地域)

第20条 署長は、1号対象物の周囲おおむね200メートルの範囲内を防火指導強化地域(以下「周辺指導強化地域」という。)として定め、1号対象物と周辺指導強化地域が一体となった火災予防の推進を図るものとする。

(防災機器等の設置)

第21条 署長は、周辺指導強化地域内に存する防火対象物(法第17条第1項の規定により、消防用設備等が設置及び維持されている防火対象物を除く。)のうち、次の各号に掲げるものの関係者に対し、当該防火対象物の住戸に住宅用防災機器等を設置するよう指導するものとする。

- (1) 一般住宅
- (2) 寄宿舍、下宿及び共同住宅の住戸部分
- (3) 併用住宅の住戸部分

(保存地区対象物の台帳管理)

第22条 署長は、予防規程第46条の規定により保存地区ごとに伝統的建造物群保存地区台帳(第5号様式)を作成するものとする。

- 2 署長は、前項に規定する台帳の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正して実態に即するよう管理するものとする。

(保存地区の防火体制)

第23条 署長は、保存地区対象物の関係者に対し、保存地区ごとに地域ぐるみで防火活動を実践するよう指導するものとする。ただし、保存地区の実情から、当該保存地区を

分割し、又は保存地区に隣接する地域を含めて指導することが効果的又は効率的であると認めたときは、この限りでない。

(保存地区における防災施設)

第24条 署長は、保存地区対象物の関係者に対し、主として保存地区の住民等が連携して活用を図る防災施設を、保存地区ごとに、それぞれ設置し、及び維持するよう指導するものとする。

2 署長は、前項の規定による指導に際しては、文化財の保護に関する補助金制度及び融資制度の活用について配慮するものとする。

3 署長は、第1項の規定により指導を行ったときは、その結果を記録し、保存するものとする。

4 署長は、保存地区対象物の関係者に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

(1) 住宅用防災機器等の設置

(2) その他署長が必要と認める防災施設

(保存地区の消防活動上必要な施設)

第25条 署長は、保存地区ごとに消火栓、防火水槽、消防車等の進入路その他の消防活動上必要な施設の設置及び維持について、随時、局長と協議するものとする。

2 署長は、前項の規定により協議を行ったときは、その結果を記録し、保存するものとする。

(文化財市民レスキュー体制の必要な防火対象物)

第26条 予防規程第54条に規定する署長が相互の協力体制の必要があると認める特定文化財対象物（以下「文化財市民レスキュー体制指導対象物」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 特定文化財対象物の周辺に居住する住民並びに周辺に存する自主防災組織、事業所等の関係者及び関連する各種団体等の関係者（以下「周辺地域住民等」という。）が、災害時における消火、通報及び文化財の搬出等の初動活動を支援する必要があるもの。

(2) 周辺地域住民等が、日常における防火管理を支援する必要があるもの。

2 署長は、文化財市民レスキュー体制指導対象物を文化財市民レスキュー体制指導対象物調査表（第6号様式）により調査するものとする。

(文化財市民レスキュー体制の指導事項)

第27条 署長は、文化財市民レスキュー体制指導対象物の関係者に対し、予防規程第54条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について指導するものとする。

(1) 周辺地域住民等との連携

(2) 自衛消防隊と周辺地域住民等との連携

(3) 土地、建物、防災施設等を活用した地域住民等への避難場所の提供その他の支援

(4) その他必要と認める事項

2 署長は、周辺地域住民等に対し、予防規程第54条に規定するもののほか、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 文化財市民レスキュー体制指導対象物との連携
- (2) 文化財市民レスキュー体制指導対象物の防火管理の支援
- (3) その他必要と認める事項

3 署長は、文化財市民レスキュー対象物ごとに文化財市民レスキュー体制台帳（第7号様式）を作成するものとする

（文化財市民レスキュー体制の確立）

第28条 署長は、文化財市民レスキュー体制について、次の各号のいずれかに該当するときは、文化財市民レスキュー体制確立報告書（第8号様式）により局長に報告するものとする。

- (1) 文化財市民レスキュー体制に係る覚書の交換又は協定の締結が実施されたとき
- (2) 活動計画の樹立及び当該計画に基づく防火防災教育訓練が実施されたとき

（文化財市民レスキュー体制の調整）

第29条 署長は、文化財市民レスキュー対象物の関係者と周辺地域住民等との調整を行うものとする。

（文化財市民レスキュー体制の管理体制）

第30条 署長は、消防課長に文化財市民レスキュー体制の総合的な基本方針を樹立させるものとする。

- 2 署長は、文化財市民レスキュー体制に係る指導について管理する者（以下「文化財市民レスキュー管理者」という。）をあらかじめ指名するものとする。
- 3 前項の文化財市民レスキュー管理者には、消防課の予防係長又は担当係長をもって充てるものとする。

（文化財市民レスキュー担当者の指名等）

第31条 署長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者（以下「文化財市民レスキュー担当者」という。）をあらかじめ指名するものとする。

- (1) 文化財市民レスキュー対象物の関係者 予防規程第8条に規定する査察員（以下「査察員」という。）
- (2) 周辺地域住民等のうち査察対象物（予防規程第6条に規定する第4種対象物を除く。）の関係者 査察員
- (3) 前2号以外の周辺地域住民等 京都市消防局市民生活の安全に関する規程第7条に規定する防災指導員

- 2 文化財市民レスキュー管理者及び文化財市民レスキュー担当者は、相互の情報の交換を行うなど、緊密な連携のもとに文化財市民レスキュー体制を確立し、育成に係る指導を行うものとする。

（文化財市民レスキュー体制への防火防災教育訓練指導）

第32条 文化財市民レスキュー管理者及び文化財市民レスキュー担当者は、文化財市民レスキュー対象物の関係者及び周辺地域住民等に対し、防火防災教育訓練を行うものとする。

2 署長は、文化財市民レスキュー対象物及び周辺地域の状況等に応じ、次の各号に掲げる訓練等を概ね2年に1回以上行うものとする。

- (1) 初期消火訓練
- (2) 器材取扱訓練
- (3) 文化財搬出訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 応急救護訓練
- (6) 災害図上訓練
- (7) その他必要な訓練、研修

(指導計画)

第33条 署長は、文化財市民レスキュー担当者に対し、文化財市民レスキュー体制指導管理表（第9号様式）により、年度ごとの文化財市民レスキュー体制の指導計画を作成させるものとする。

(文化財市民レスキュー体制の指導結果処理)

第34条 文化財市民レスキュー担当者は、文化財市民レスキュー体制に係る指導を行ったときは、文化財市民レスキュー体制指導管理表にその結果を記録するものとする。

2 署長は、文化財市民レスキュー体制に係る指導結果を文化財市民レスキュー体制指導・育成実施結果書（第10号様式）により、半期ごとに取りまとめ、4月及び10月のそれぞれ10日までに、局長に報告するものとする。

(文化財市民レスキュー体制台帳等の管理)

第35条 査察員は、文化財市民レスキュー体制台帳を文化財市民レスキュー体制指導・育成実施結果書とともに査察簿に編冊し、適正に管理するものとする。

(文化財市民レスキュー体制の災害活動に係る報告)

第36条 署長は、災害現場において文化財市民レスキュー体制に基づく活動が実施されたときは、文化財市民レスキュー体制活動報告書（第11号様式）により、速やかに局長に報告するものとする。

(施行細目)

第37条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	範 囲
1 号 対 象 物	予防規程第45条第1号に規定する防火対象物のうち、消防局長が指定したもの
2 号 対 象 物	1号対象物以外のもので、予防規程第45条第2号に規定する防火対象物のうち、消防局長が指定したもの
3 号 対 象 物	1号対象物及び2号対象物以外のもので、予防規程第45条第3号に規定する防火対象物のうち、消防局長が指定したもの
4 号 対 象 物	1号対象物、2号対象物及び3号対象物以外のもので、予防規程第45条第4号に規定する防火対象物のうち、消防局長が指定したもの
5 号 対 象 物	1号対象物、2号対象物、3号対象物及び4号対象物以外のもので、次に掲げる防火対象物のうち、消防局長が指定したもの (1) 京都府の近世社寺建築（昭和58年3月31日、京都府教育委員会発行）に掲載されている建築物が所在する防火対象物 (2) 京都の美術工芸（京都市内編上）（昭和60年6月29日 財団法人京都府文化財保護基金発行）及び京都の美術工芸（京都市内編下）（昭和61年3月31日、財団法人京都府文化財保護基金発行）に掲載されている美術工芸品が所在する防火対象物 (3) 京都の肖像彫刻（昭和53年3月30日、財団法人京都府文化財保護基金発行）に掲載されている彫刻（美術工芸品）が所在する防火対象物 (4) 京都の江戸時代障壁画（昭和53年6月20日、財団法人京都府文化財保護基金発行）に掲載されている障壁画（美術工芸品）が所在する防火対象物 (5) 神社の文化財・京都（昭和49年3月1日、京都府神道青年会発行）に掲載されている美術工芸品が所在する防火対象物 (6) 旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により認定された重要美術工芸品が所在する防火対象物 (7) 京都の明治文化財（昭和43年5月1日、財団法人京都府文化財保護基金発行）に掲載されている建築物が所在する防火対象物 (8) 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団が文化観光資源として保護の対象とする防火対象物 (9) 保護法により重要無形民俗文化財に指定又は京都市文化財保護条例により指定され若しくは登録された無形民俗文化財と一体となり、又は拠点となる防火対象物 (10) 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団が文化観光資源として保護の対象とする伝統行事若しくは芸能と一体となり、又は拠点となる防火対象物 (11) その他局長が必要と認める防火対象物

別表第2（第11条関係）

防 災 施 設 の 種 類	設 置 指 導 基 準
消 火 器	特定文化財対象物
屋 内 消 火 栓 設 備	特定文化財対象物（5号対象物を除く。）
スプリンクラー設備、 水噴霧消火設備、不活 性ガス消火設備、ハロ ゲン化物消火設備、粉末 消火設備	防火対象物、文化財等の特性から署長が設置の必要があると認められる場合
屋 外 消 火 栓 設 備、 動力消防ポンプ設備	特定文化財対象物（5号対象物を除く。）のうち、延べ面積1,000㎡以上の 木造建築物で、防火対象物の関係者、自衛消防隊等により、適切に操作でき る人員が常時確保できる場合
自 動 火 災 報 知 設 備	特定文化財対象物（5号対象物を除く。）
漏 電 火 災 警 報 器	特定文化財対象物で、門柱若しくは下地を準不燃材料（建築基準法施行令第 1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下この表において同じ。）以外 の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で 造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で 造った鉄網入りの天井を有するもの
消防機関へ通報する火 災報知設備	特定文化財対象物（5号対象物を除く。）において災害対応できる人員に限 られていると認められる場合 （迅速に通報ができないと認められる場合は、自動火災報知設備との連動を 指導すること。）
非 常 警 報 設 備	特定文化財対象物で、署長が特定文化財対象物に所在する文化財の保護のた め特に必要と認める場合
避難器具、誘導灯及び 誘導標識	特定文化財対象物のうち、署長が災害時、文化財の関係者、来訪者等が安全 に避難するために特に必要と認める場合
消防用水、消防道路	特定文化財対象物（5号対象物を除く。）で、署長が特定文化財対象物に所 在する文化財の保護のため特に必要と認める場合
連 結 散 水 設 備	特定文化財対象物（5号対象物を除く。）のうち大規模な小屋組みを有する 木造建築物等、火災が発生した場合、消火活動が困難と認められる場合
連 結 送 水 管	特定文化財対象物（5号対象物を除く。）のうち消防車両が敷地内に進入で きないなど、消火活動が困難と認められる場合 文化財建造物の修理等で大規模な素屋根を設けた場合
放水銃設備、ドレンチ ャー設備	特定文化財対象物（5号対象物を除く。）のうち、檜皮ぶき、こけらぶき等 植物性屋根を有する木造建築物等で周囲から火災が発生した場合、延焼危険 があると認められる場合
避 雷 設 備	特定文化財対象物（5号対象物を除く。）のうち、落雷により、文化財建造 物、文化財が所在する建造物、防災施設等が被災するおそれがあると認めら れる場合

特定文化財対象物台帳

[基本情報]

(1/3)

コード				年 月 日現在	
正式名称					
通称名称					
所在地					
電話番号			公開の状況		
要綱区分		要綱区分詳細			
査察区分		令別表区分		業態	
他用途使用状況					
学区			査察担当区		

[文化財状況]

文化財建造物		
美術工芸品		

[指定区域情報]

指定区域		指定喫煙所	
屋外			
屋内			

[代表者等の情報]

所有者	法人名称 カナ 役職・氏名 住所	
管理者	法人名称 カナ 役職・氏名 住所	

[防火管理者等の情報]

氏名					
適用区分		選任状況		消防計画届出年月日	
窓口担当者				連絡先	

[その他]

団体加入状況			
主要祭礼等			
	～	火気(祭礼)	(露店)
由来			

特定文化財対象物台帳

[放火防止対策の状況]

(2/3)

立入制限		防犯監視装置		床下等の金網		防災処理	
屋外照明		侵入防止（柵・門等）		出入口の施錠		炎センサー	
センサーライト		防犯カメラ		その他		()	

[文化財保有状況]

有形文化財													
建造物							美術工芸品						
国指定		府指定	市指定	国登録	府登録	市登録	国指定		府指定	市指定	国登録	府登録	市登録
重文	国宝						重文	国宝					

有形民俗文化財					
国指定	府指定	市指定	国登録	府登録	市登録

その他の文化財										
近世社寺建築	京都美術工芸	京都肖像彫刻	江戸時代障壁画	神社の文化財	旧重要美術品等	京都明治文化財	(建物) 保護財団	(伝統芸能) 保護財団	無形民俗文化財	その他

記念物													
史跡							名勝						
国指定	特別史跡	府指定	市指定	国登録	府登録	市登録	国指定	特別名勝	府指定	市指定	国登録	府登録	市登録

[防災施設の設置状況]

消火器		屋内消火栓		スプリンクラー設備		水噴霧消火設備	
二酸化炭素消火設備		ハロゲン化物消火設備		粉末消火設備		屋外消火栓設備	
動力消防ポンプ		自動火災報知設備		漏電火災警報器		火災通報装置	
消防用水		放水銃設備		ドレンチャー設備		消防道路	
避雷設備		収蔵庫					

[火災履歴]

発生年月日	災害事故種別	原因

特定文化財対象物台帳

〔 文化財市民レスキュー体制 〕

(3/3)

レスキュー体制名称					
確立の状況		確立年月日		構成員数	人

〔 文化財市民レスキュー体制協力組織名 〕

団体名等		構成員数	
代表者名		電話番号	
団体名等		構成員数	
代表者名		電話番号	
団体名等		構成員数	
代表者名		電話番号	

〔 文化財市民レスキュー体制用器材 〕

配備年月日								
配備場所								

〔 定期点検結果 〕

定期点検日時		異状の有無	
定期者氏名			

〔 訓練実施状況 〕

実施日時		実施内容		参加人数		人
実施日時		実施内容		参加人数		人
実施日時		実施内容		参加人数		人

〔 その他 〕

--

(第4面)

特定文化財対象物台帳（防災施設・放水銃）

年 月 日現在

防火対象物	コード		名 称	
-------	-----	--	-----	--

[illegible]

備 考	
-----	--

特定文化財対象物台帳（防災施設・ドレンチャージャー設備）

年 月 日現在

防火対象物	コード	名 称
-------	-----	-----

棟番号	棟名	ヘッド位置・個数				水源水量 (㎡)	加圧送水装置	非常電源	着工年月日	設置 (完成)年月日	点検年月日 上段:最新 中段:前回 下段:前々回	
		東	西	南	北							
令8棟		下段:開放バルブの位置										

備 考

(第 6 面)

特定文化財対象物台帳（防災施設・消防道路）

年 月 日現在

防火対象物	コード		名 称	
-------	-----	--	-----	--

[illegible]

備考	
----	--

特定文化財対象物台帳（防災施設・避雷設備）

年 月 日現在

防火対象物	コード		名 称	
-------	-----	--	-----	--

棟番号	棟 名 称	受 雷 部 の 状 況	設置年月日	点検年月日 〔上段：最 新 中段：前 回 下段：前々回〕
令8棟				

備 考	
-----	--

特定文化財対象物台帳（防災施設・収蔵庫）

年 月 日現在

防火対象物	コード		名 称	
-------	-----	--	-----	--

棟番号	棟 名 称	設 置 場 所	設 置 (完成) 年月日
令 8 棟			

備 考	
-----	--

特定文化財対象物台帳（図面）

年 月 日現在

防火対象物	コード		名 称	
			住 所	

縮尺 1／

指定区域台帳

防火対象物コード		名 称	
区域番号		指定区域	
指定区分		指定年月日	
区域内の指定建造物名称			

指定区域図

第 3 号様式（第 1 7 条関係）

防 災 施 設 検 査 結 果 書

様	発消 第 年 月 号 日
	京都市消防局長 印

年 月 日に実施した防災施設の検査結果については次のとおりです。	
防 火 対 象 物 の 名 称	
防 火 対 象 物 の 所 在 地	
工 事 を 行 っ た 場 所	
検 査 年 月 日	年 月 日
防 災 施 設 等 の 種 類	
検 査 の 結 果	
検 査 員	職 名 氏 名

第4号様式（第17条関係）

防 災 施 設 検 査 結 果 書 交 付 整 理 簿

[illegible]

伝統的建造物群保存地区台帳（基本）

[基本情報]

伝建地区名称				行政区		伝建地区 番号	
伝建地区 指定年月日			重要伝統的建造物群 保存地区選定年月日			面積 (ヘクタール)	
学区名			自主防災部名				
自主防災組織の状況							
区 域							
発 祥 沿 革							
地 域 事 情							
	防火対象物数	在宅避難困難者	消防水利の状況				
				地区内	地区外		
第 1 種			消火栓				
第 2 種			防火水槽				
第 3 種			河川				
第 4 種			その他				

伝統的建造物群保存地区台帳（防災施設等）

[防災施設の状況]

防災施設名称	設置年月日	設置場所又は区域等

[保存建計画に関する消防上の意見]

--

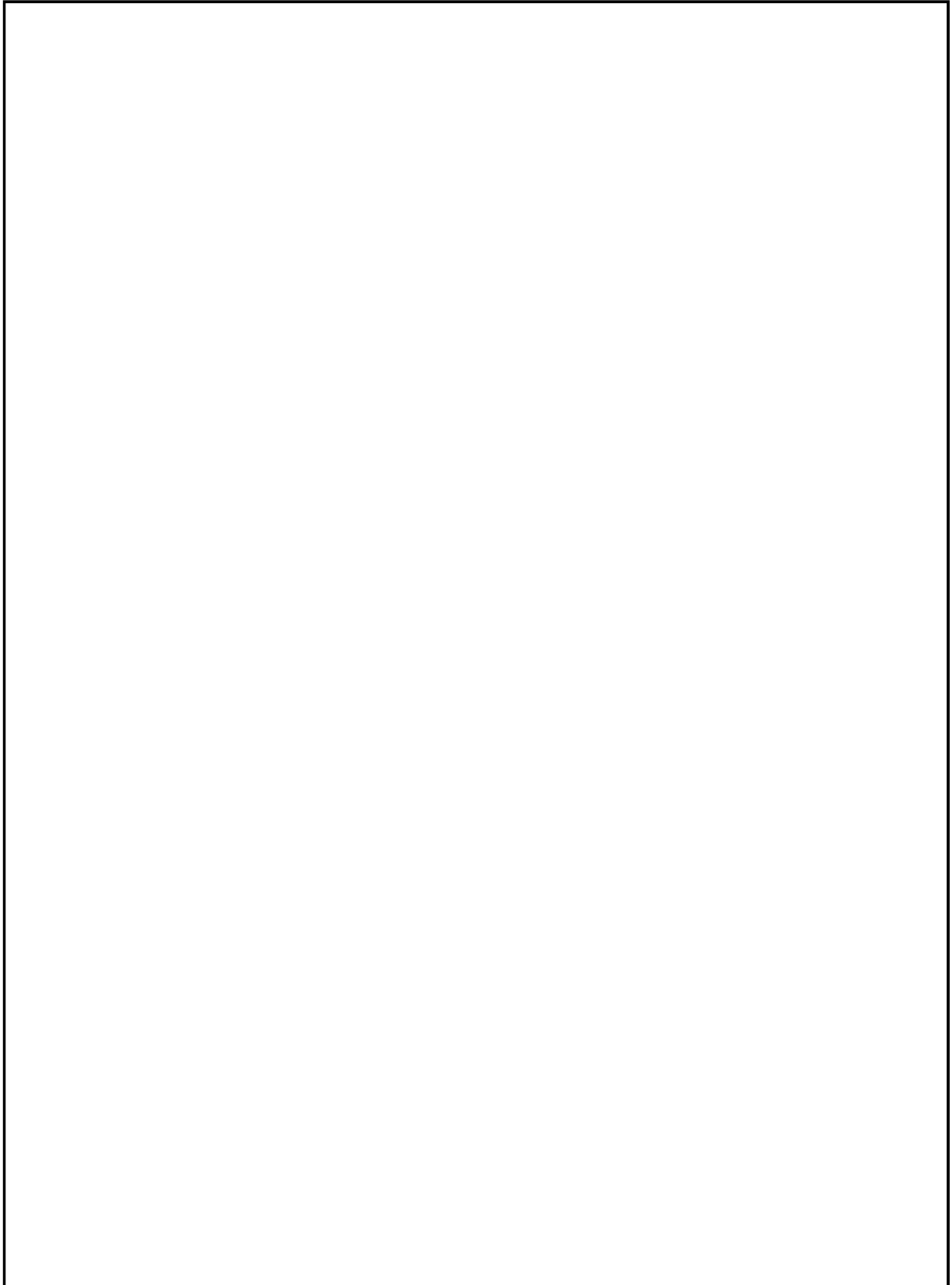
[訓練実施状況]

実施日時		実施内容		参加人数	人
実施日時		実施内容		参加人数	人
実施日時		実施内容		参加人数	人

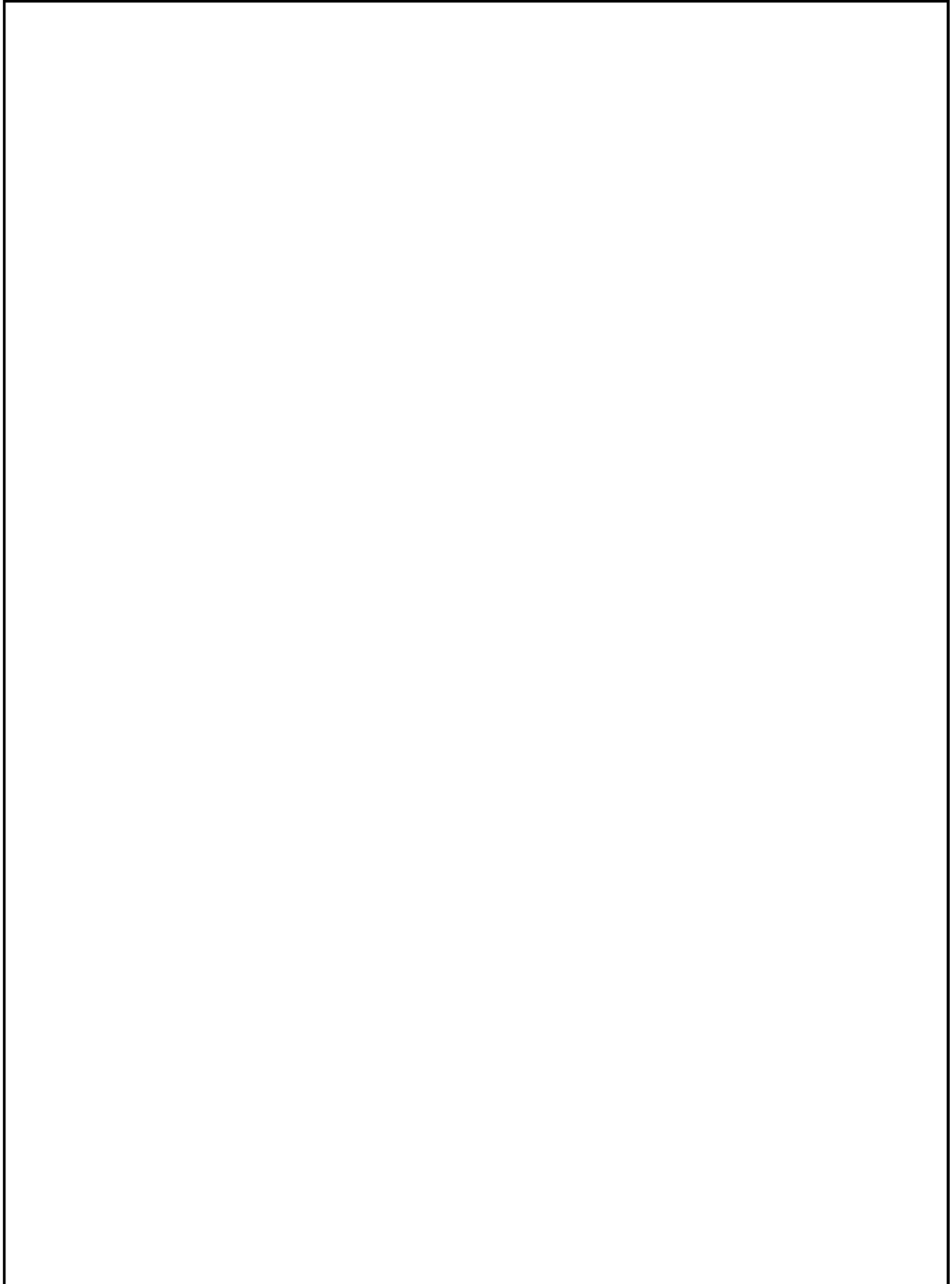
[地区内の火災発生状況]

発生年月日	災害事故種別	火災原因	概要

伝統的建造物群保存地区台帳（付近見取図）



伝統的建造物群保存地区台帳（付近見取図）



伝統的建造物群保存地区台帳（対象物一覧）

年 月 日現在

行政区

傳統的建造物群保存地区

[illegible]

伝統的建造物群保存地区台帳（個別）

建築物略図				
		縮尺 1/	写真収録番号	

第6号様式（第26条関係）

文化財市民レスキュー体制指導対象物調査表

特定文化財対象物名		対 象 物 No.	
特定文化財区分	号	調 査 日	年 月 日現在
査察担当課・係		査察担当者	
【日常の自主防火管理体制の状況】			
関係者による管理状況			
関係者の常駐状況			
警備状況（機械警備を含む。）			
巡回の必要			
その他			
【自衛消防体制の初動活動の状況】			
消火活動			
通報活動（直接通報等を含む。）			
文化財の搬出活動			
避難誘導活動			
祭礼及び催し等の開催時の活動			
その他			
判定 （文化財市民レスキュー体制の必要の有無を記入する。）			
備考			

注1 該当する項目について、必要な事項を具体的に記入すること。

注2 備考欄には、特記事項等を具体的に記入すること。

第7号様式（第27条関係）

文化財市民レスキュー体制台帳（作成年月日 年 月 日）

文化財市民レスキュー 対象物の名称		対象物No.		特定区分	号
文化財市民レスキュー 対象物担当課等		担 当 者 氏 名			
周辺地域住民等指 導 担 当 課 等		担 当 者 氏 名			
防災上の問題点					
必要な協力体制 (不足する防災体制)					
周辺地域住民等					
文化財市民レスキュー 体制の指導目標					
指導のスケジュール					
確立に係る問題点					
備 考					

注1 周辺地域住民等欄には、対象となる周辺の組織及び団体等について記入すること。

注2 指導のスケジュール欄は、短期と長期について、具体的に記入すること。

第 8 号様式（第 2 8 条関係）

文化財市民レスキュー体制確立報告書

(宛先) 消 防 局 長	年 月 日
	消 防 署 長

文化財市民レスキュー 対象物の名称	
文化財市民レスキュー 対象物の所在地	
文化財市民レスキュー 体制の名称	
結 成 日	年 月 日
内 容	
消防署の指導経過	

注 必要により、申合せ等に係る文書、周辺地図、相互協力体制指導対象物と文化財市民レスキュー体制の構成員名簿等を添付すること。

第 9 号様式（第 3 3 条関係）

文化財市民レスキュー体制指導計画表（年度） 担当課・担当者氏名																
No.	文化財市民レスキュー 対象物の名称 (対象物コード)	特定 区分	最終 指導日	区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1	(例) 上賀茂神社文化財市民 レスキュー (1101234)	1 号	R3・1・26	計画 内容									消火 訓練			
2			・ ・	計画 内容												
3			・ ・	計画 内容												
4			・ ・	計画 内容												
5			・ ・	計画 内容												
6			・ ・	計画 内容												
7			・ ・	計画 内容												
8			・ ・	計画 内容												
9			・ ・	計画 内容												
10			・ ・	計画 内容												

注 計画内容には、第 3 2 条第 2 項に掲げる訓練内容等を記載すること。

第10号様式（第34条関係）

文化財市民レスキュー体制指導実施結果書（ 年度 半期）

（宛先） 消 防 局 長	年 月 日
	消 防 署 長

No.	文化財市民レスキュー 対象物名（対象物コード）	文化財市民レスキュー 体制の名称	指導日	指導時間	参加人員	指導内容	備 考
1	（記入例） 上賀茂神社（1102322）	上賀茂神社市民 レスキュー体制	1月26日	10:00~11:00	7名	合同消防訓練参加	合同消防訓練にて文化財搬出活 動を担当
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第 1 1 号様式（第 3 6 条関係）

文化財市民レスキュー体制活動報告書

(宛先) 消 防 局 長	年 月 日
	消 防 署 長

発 生 年 月 日	年 月 日 (曜 日)					時 分
災 害 種 別		災害番号				
災害発生場所	区					
文化財市民レスキュー 対象物の名称		対象物No.		特定区分	号	
文化財市民レスキュー 体制の名称		初動人員	人	最終人員	人	
活 動 時 間	時 分～ 時 分		合計	時間 分		
活 動 器 材 等						
覚 知 手 段	☐ サイレンの音 ☐ 付近の騒音 ☐ 電話連絡等 ☐ その他 ()					
活 動 の 概 要						
備 考						

注 1 該当する□には、レ印を記入すること。

注 2 備考欄は、活動効果、今後の参考になる事項等について記入すること。

注 3 必要により、図面等を添付すること。